国際交流支援事業

申請にあたっての留意事項

１　助成対象事業について

国際交流支援事業は、地域の国際化を推進するため、「国際交流支援事業実施要綱」（以下「要綱」という。）に基づき実施する助成事業です。

（１）「重要性」が高い事業とは、国際交流を更に拡大、発展させるために重要と考えられる事業のことです。

例： 地域の関係団体（民間、ＮＰＯ、ボランティア団体等）と連携して行う事業

ＪＥＴプログラム参加者と協力するなど相乗効果が見込まれる事業

地域住民等の幅広い参画が見込まれる事業など

（２）「必要性」が高い事業とは、国際交流事業を継続して行うために必要と考えられる事業のことです。

例： 既存の姉妹提携を活性化させる事業や若者など国際交流の担い手育成につながる交流事業など

（３）原則、新規事業が対象となりますが、他の地方公共団体及び地域国際化協会のモデルとなり得る先駆的な事業であれば対象となります。

２　助成対象経費について

助成対象経費については、基本的に要綱第４条に規定するものとします。

（１）事業実施に係る助成対象経費が、200万円以下の事業は対象となりません。

（２）実行委員会方式など、事業実施主体が申請団体（自治体又は地域国際化協会）ではなく、申請団体が「負担金」として、事業実施主体に支出する場合については、以下の要件を満たす必要があります。

・申請団体が事務局機能をもつ協議会や自治体関連団体など、公益性の高い団体への負担金であること。これを証するため、実行委員会、協議会などの会員名簿、規約等（予定可）に関する資料を添付すること。

・当協会からの助成金は、申請団体の口座へ入金となるため、事業実施に当たっては、申請団体から事業実施団体へ支出するものとし、全額、当協会が決定した助成事業の経費として使用すること。

・実績報告書提出の際には、当該負担金の使途について、経費内訳書を作成し、根拠書類（申請団体の歳入歳出予算書の写し、事業実施団体の領収書など。請求書は不可。）を添付すること。

（３）「職員旅費」については、申請者がいずれであっても、都道府県、市区町村及び地域国際化協会の職員に係る旅費は、対象外とする。なお、交流相手となる自治体職員に係る旅費については、対象とすることができる。

（４）助成決定額は、助成金交付申請額の**50％～100％の範囲**の中で決定させていただきますので、あらかじめご了承ください。

（５）助成対象経費の詳細は、下記表のとおり。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　分 | | 内 容 |
| 賃金 | | 会場整理・受付等のため臨時に雇用したアルバイト等への賃金  （人件費） |
| 報償費 | | 講師・通訳に対する謝金（申請団体構成員を除く）   * 講師等の簡単なプロフィール・所属等の資料を提出 |
| 旅費 | | 交通費と宿泊費（実費）   * 都道府県、市区町村及び地域国際化協会の職員に係る旅費は対象外。（交流相手の海外自治体に係る旅費は対象） * 金額内訳。交通機関等利用日、利用目的がわかる資料を添付。 |
| 需用費 | 消耗品費 | 工芸品などの消耗品の購入費、看板製作等 |
| 食糧費 | 交流パーティ・各種イベントに係る食糧費 |
| 印刷製本費 | ポスター・パンフレット・冊子作成等のための印刷製本費 |
| 役務費 | | 広告宣伝費（新聞・テレビ等）、保険料、クリーニング代、機材  運搬料（個人所有の車を利用し運搬した場合は対象外） |
| 委託料 | | 外部に事業の実施に関する委託を行った際の費用 |
| 使用料 | | 会場使用料、バス借上料、入館料等 |
| その他 | | 上記各費目以外の事業に直接必要な経費 |

３　事業計画書の作成にあたって

（１）当協会を通して受け入れた国際交流員（CIR）や外国語指導助手（ALT）等が事業の企画や実施等を担っている場合は、どの場面でどのような関わりがあるかを明記してください。

（２）事業計画書は審査の際の重要な資料となりますので、主語、述語を明確にし、分かりやすく記入してください。

（３）事業計画の理解促進に資する次のような参考資料があれば提出してください。

・申請事業に係る企画計画書、要綱、要領、予算書等で提出できるもの

・その他申請事業の参考となる資料

４　広報について

事業の実施にあたり、広報用のパンフレットや報告書などの成果物に、クレアの助成事業である旨を明記し（以下記載例）、自治体国際化協会のロゴマークを掲載してください。

【記載例】

「この事業は、一般財団法人自治体国際化協会の助成事業により実施されています。」

※ロゴマークデータは助成決定後に、別途メール送付いたします。

５　軽微な変更について

　　要綱第９条に定める「軽微な変更」とは次に掲げる事項とします。

　　その他の変更については、適宜担当者までご相談ください。

（１）助成額の２割以内（助成額が３００万円以上の場合は６０万円以内）の変更

６　その他

1. 申請団体は、本事業の助成金を受けるにあたり、歳入歳出の予算措置（地方公共団体にあっては、議会の議決を経た予算、地域国際化協会にあっては理事会等の決裁を得た予算）が必要になります。

また、査定などの結果、事業計画に変更が生じた場合は、適宜担当者まで報告ください。

1. 助成金は精算払いです。交付請求書の提出を受けてお支払いします。
2. 要綱第１０条１項に係る実績報告書は、原則として、助成対象事業の終了後、３か月以内に当協会に送付するものとし、最終の期限は令和７年２月末必着です。

（※報告書提出後の経費は助成できませんので、あらかじめご承知ください。）

1. 採択団体は、助成対象事業の成果を他の団体の参考とするため、当協会の機関誌への執筆、自治体国際交流表彰（総務大臣賞）への応募などに御協力いただきますようお願いします。

（５）その他、疑義が生じる事項等が発生した場合には、随時ご相談ください。